

かわち小規模多機能施設「ぬくもり」運営規程
【指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所】

改正 令和7年4月1日

第1条 (事業の目的)

一般社団法人NSライフが開設するかわち小規模多機能施設「ぬくもり」（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を行うため、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護従事者が要支援者、要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の能力に応じその居宅において、自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 事業所の職員は、通いを中心とし、要支援者、要介護者の様態や希望に応じて随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。
- 事業の実施に当たっては、三次市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 かわち小規模多機能施設「ぬくもり」

所在地 広島県三次市下川立町488番地2

第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤1名）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供する。

2. 介護支援専門員 1名（非常勤1名）

介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

小規模多機能型サービス等計画作成担当者 1名（常勤1名）

計画作成担当者は登録者にかかる小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

3. 介護従業者 16名(常勤8名、非常勤8名【内准看護師1名】)

介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を提供する。

看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

第5条 (営業日及び営業時間等)

当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 毎日営業する(休業日は設けない)

2. 営業時間 午前8時から午後5時まで

3. サービス提供基本時間

① 通いサービス 午前9時から午後4時まで

② 宿泊サービス 午後4時から午前9時まで

③ 訪問サービス 24時間

第6条 (登録定員及び利用定員)

当事業所における利用定員は次のとおりとする。

1. 登録定員 29名

2. 通いサービス 18名

3. 宿泊サービス 9名

第7条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

三次市上志和地町、下志和地町、秋町、上川立町、下川立町、青河町

第8条 (小規模多機能型居宅介護計画の作成)

1. 事業所の介護支援専門員は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供の開始時に、利用者の心身の状況、希望等を考慮し、他の従業者と協議の上、支援の目標を定め、目標達成のための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2. 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、次の点に留意して行う。

- ① 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。
- ② 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境での日常生活を送ることができるよう配慮する。

- ③ 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう、利用者が日常生活を営むことができるよう機能訓練等必要な支援を行う。

第9条 (指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容)

1. 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

① 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練を行う。

② 宿泊サービス

事業所に宿泊し、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練を行う。

③ 訪問サービス

利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練を行う。

2. サービスの提供は、小規模多機能型居宅介護計画を基本とし、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通、訪問及び宿泊の各サービスを組み合わせた介護を行う。

第10条 (指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用料)

1. 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

① 食事代 朝400円、昼600円、夕600円

② 宿泊費 1泊につき1550円とする。

③ オムツ代(実費)

④ 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費及び送迎にかかる費用は1キロメートルあたり30円徴収する。

⑤ 前各号に掲げるもののほか、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となる費用で、利用者が負担することが適當と認められる費用については、実費を徴収する。

2. 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明し、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第11条 (利用時の留意事項)

サービスの提供時には、利用者は次のことに留意するものとする。

1. サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。
2. 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。
3. サービス提供上、他の利用者に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

第12条 (緊急時等における対応方法)

1. 事業所の職員は、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者的心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるものとする。
2. 主治医との連絡及び指示が得られなかつた場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

第13条 (事故発生時の対応)

1. 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに三次市及び、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を行う。
2. 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第14条 (苦情処理)

当事業所は、自ら提供した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

第15条 (非常災害対策)

1. 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合は、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は防火管理者と協議し具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。
2. 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

第16条 (運営推進会議)

1. 当事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的に、運営推進会議を設置する。
2. 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び、小規模多機能

型居宅介護についての知見を有する者とする。

3. 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
4. 運営推進会議は通い、宿泊、訪問の各サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会とする。

第17条 (その他運営に関する留意事項)

1. 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1か月以内
 - ② 繼続研修 年2回
2. 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する又、退職後といえども同様とする旨就業規則に定める。
3. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人NSライフと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第18条 (虐待防止に関する事項)

1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第19条 (業務継続計画の策定等)

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）策定する。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行う。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施する。

第20条 (身体拘束等の適正化の推進に関する事項)

1. 事業所は身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月の1回以上開催する

とともに、その結果について介護職員その従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第21条（職場におけるハラスメントの防止）

パワーハラスメント指針を整備し、施設におけるハラスメント対策の推進を行う。

第22条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

附 則

この規程は令和3年 4月1日より、施行する。

附 則

令和4年4月1日より以下の通り変更する。

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

3. 介護従業者 13名(常勤5名、非常勤8名)

介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を提供する。

附 則

令和5年4月1日より以下の通り追加し施行する。

第18条 (虐待防止に関する事項) を追加する。

附 則

令和5年9月1日より以下の通り変更する。

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

3. 介護従業者 15名(常勤6名、非常勤9名)に変更。

附 則

令和6年4月1日より以下の通り変更する。

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

2. 小規模多機能型サービス等計画作成担当者 1名(常勤1名)

計画作成担当者は登録者にかかる小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
を追加する。

3. 介護従業者 14名(常勤6名、非常勤8名)に変更。

第19条 (業務継続計画の策定等) を追加

第20条 (身体拘束等の適正化の推進に関する事項) を追加

附 則

令7年4月1日より以下の通り変更する。

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

3. 介護従業者 16名(常勤8名、非常勤8名)に変更。

第21条 (職場におけるハラスメントの防止) を追加

第22条 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等) を追加